

トゲのある花を抱いて身を傷けるな

今や礦業所の連中は全く平靜な常識を失つて、半狂乱の態である。何をやり出し、何をいひ出すか知れない。氣の毒にも半氣狂いのやつたり、云つたりすることだ、吾々は大抵のことは大目に見のがしてやる。けれども、なまじつか、住友といふ大看板を掲げて世間にノサバツ居る以上は、半氣狂だからとて、許されること、許されないことがある。

法規の背叛者  
鐵夫勞役扶助規則の中には立派に「勞働者ガ負傷シ疾病ニ罹ツタ時ハ資本家ハ自己ノ費用デ療養ヲ施シ療養ニ必らず費用ヲ負担セナケレバナラン」又「療養開始後三ヶ月經過シテモ負傷父ハ疾患ガ治癒セナイ時ハ賃金百七十日分以上ノ扶助料ヲ出シテ扶助ヲ打切ルコトガデキル」二ふ條項がある。されば勞働者は負傷父は病氣が癒るまでは大威張りで治療せしめる権利があるのだ。而して三年経つても愈らない時に始めて、百七十日分以上(住友の規定は別として)の扶助料を資本家が出すといふ場合に治療打切の問題が起つてくるのだ。今度の住友の治療打切の理由の一の如く、「醫師が自己の手におへないから打切云々」といふが如きは全く法規に背した處置である。若し自分の手におへなかつたならば、住友の費用で大學病院へ送るなり、温泉療法を講ずるなりせなければならぬ。義務があるのだ。それを治療打切が恰も自分の権利であるから打切云々といふが如きは全く法規に背するからである。傷者や病人を療養するのはまるで、勞働者に對する恩惠であるかの如くに間違つた考へをもつてゐるからである。かういふ滑越な、法規の精神を無視した態度を平常から取つてゐたのが、今度の公傷者に對する治療打切といふ暴虐な昔の專制暴君でもようやらない慘忍な壓制な處置となつて現はれたのである。見よ、治療を打ち切られた人の中には素人眼にも生々しい傷をもつてゐるものがあるではないか、鬼のような勞働課の連中でも、人間殺しても矢張り殺人罪である。數の多い少ないによつて、その罪を免がるべきでない。而して彼等は自分等の都抱らず、一資本家の爲に蹂躪られるごすれば、勞働者は果して何を頼りに生きて行のだ。吾々は斷じて斯の如きの力(みのり)をかぶつてゐること見て、その事實を認めてゐる。而してそれは僅かに二三人に過ぎないと辨明してゐる。諸君、尊い人の身に關することだ、一人ならよい百人なら悪いといふ法はない。一人殺しても殺人罪なら百人殺しても矢張り殺人罪である。斯の慘虐な行爲をやるのだと、今は組合員が悪くて悪くてたまらんから、組合員だけに對してのである。諸君、今日は人の身、明日は吾が身の上にふりかかる災難とばかり諦めて居られようか。諸君、自分の安全のために、法規の力を發揮せしめるやうに努力せよ。斯の慘忍な公傷患者に對する治療打切の問題が世上に於いて、批難されるや、礦業所の連中は頻りに仮病云々と多方辯を弄して、山の事情に暗い人々をアカシテ居る。諸君、彼等が斯る辯を弄するのは、彼等の勝手であるとはいへ、實に全山六百の公傷患者を侮辱するの甚しきものといはなければならない。彼等は別子銅山が全國の礦山に類例を見ないほど、軟弱な地盤であることを百も承知してゐる。従つて他の礦山に例を見ないほど、負傷者が澤山出ることも知つてゐる。けれども、彼等は未だ山の地盤が他に比して非常に軟かであるといふことは、一言半句もいつてはゐない。即ち彼等は負傷者の多い原因を押かくして、只負傷者の多いことばかり云つてゐる。これが果して公明な態度を云へるだろうか。又、誰かすき好んで自ら吾身にケガさせる馬鹿があるか、吾々は彼等に對して「我身をツメツメ人の痛きを知れ」の言葉を味はせなければならぬ。吾々が常に叫んでいるのは、ケガしてからの手當よりも、ケガの原因を取除くために充分な設備をせよ云ふことである、ケガの原因を除く備設をしてくれと叫ぶ吾々が無理か、原因をその儘にしておいて、只、負傷人が多いと叫ぶ會社の連中が無理か、直ちに判断がつくではないか。不安な、危険な、坑内、働く兄弟諸君、お互ひの者へよりではないが、再びくり返していふ。毒の入つたミツを甘さにラレアなる勿れ、美しいからといつてトゲのある花を抱く勿れ。傭人の口車にのるなれ。

大正十五年一月廿八日

愛媛縣新居郡角野村

別子勞働爭議團  
日本労働總同盟  
別子礦山支部